

県立歴史博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策マニュアル

令和2年5月26日策定

令和2年6月11日改定

令和2年6月19日改定

令和2年9月1日改定

令和2年10月1日改定

令和3年1月7日改定

令和3年3月22日改定

1 総論

- マスクの常時着用(同等の感染防止対策も可)、こまめな手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を確保する。
- 四方を空けた席位置や展示配置等を工夫し、対人距離を確保する。
- 1階フリーゾーンは、正面エントランスから馬車道玄関に向かう一方通行を原則としつつ、正面玄関からの退館も可能とし(正面玄関は入口、出口とし、馬車道玄関は出口専用)、展示室内においては、来館者の導線を工夫し、接触を避けるよう対応する。
- 施設の消毒を徹底し、換気を実施する。
- 入館人数を設定のうえ事前予約制とする、状況に応じて開館時間を縮小するなど、来館者が密にならないよう対応する。
- 平熱と比べて高い発熱、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えるようあらかじめ周知する。
- 団体での利用については、感染拡大防止対策に万全を期し、順次、再開する。
- 特定の資料の前に多くの人滞りしたり、原寸模型(舍利殿や民家)など限られた空間に多くの人が入らないよう、分散しての鑑賞を呼びかける。
- 当面の間、イベントや講座については、事前予約制とし、感染拡大対策に万全を期して実施する。
- 業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、県立歴史博物館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、県教育委員会等と協議して、必要な対応を図る。

2 来館者の安全確保のために実施すること

○ 入館時

- ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、平熱と比べて高い発熱、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館しないよう呼びかける。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などは入館を控えていただくよう掲示する。
- ・ 来館者を検温し、マスクの着用状況を確認した上で、マスクの常時着用、こまめな手洗

い・手指消毒の徹底を要請する。マスクを持参していない来館者に対しては、マスク着用と同等の感染防止措置を依頼する。

- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き方式とする。
- ・入場制限をかけた場合の一時待機場所の設定にあたっては、対人距離の確保などに十分配慮する。

○ 観覧・閲覧時

- ・自動音声等による注意喚起を行い、来館者同士で密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保すること及び会話を控えることを呼びかける。
- ・展示室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・展示室や通路等に一方向の導線を示す等の方法により、来館者同士の対面、接触の機会を減らす。
- ・展示室等での会話（特に、大声での会話）の自粛をお願いするよう呼びかける。
- ・導線や展示ケースとの距離を表示し、会話自粛等の鑑賞ルールを掲示し、露出展示の資料及び展示ケースへの接触は禁止する。
- ・ミュージアムライブラリーの入室は、上限 10 名（テーブル利用者（原則 6 名）を含む。）とし、密にならないよう対応する。
- ・感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触しないよう救護室の利用を案内する。また、対応に従事する職員は、マスクや手袋などを着用するなど適切な防護対策を講ずる。救護室は利用後に消毒を必ず行う。

3 施設管理

○ 館内

- ・入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置し、不足が生じないよう定期的な点検を行う。
- ・空調による換気を徹底する。ただし、文化財の保存に関して十分配慮する。
- ・他者と共有する物品や頻繁に手が触れる箇所を最低限にするよう工夫するとともに、高頻度接触部位を特定し、こまめに消毒する。

高頻度接触部位：

（来館者スペース、執務室スペース共通）

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ・タッチスイッチ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、階段の手すりなど

（来館者スペース）

ライブラリーの図書、ライブラリーの PC キーボード・マウス、ライブラリーコピー機のタッチパネル、喫茶のテーブルと椅子、配架チラシ、コインロッカー、ショップの販売物、展示ケース（壁面ケース、のぞきケース）、エレベーターボタン、エスカレーターのリフト部分、常設展示室内の映像・模型の解説ボタン、トイレの「開くボタン」と個室のロック部分、来館者用ベンチや椅子、傘立て、受付周辺（カウンター、つり銭トレーなど）、自動販売機（ボタン、取り出し口）など

（執務室スペース）

執務室のドアノブ、執務室の共有 PC キーボード・マウス、プリンター、スキャナー、コピー機のタッチパネル、ファイリングキャビネット、冷蔵庫、各室の鍵、共用図書、

台車、水場まわりなど

※ なお、後北条氏解説モニター等、触れることが目的の展示物及び水飲み場（給水機）については、高リスクのため、安全な使用方法が確認できるまで、使用禁止とする。

○ 受付等

- ・ 受付等で列に並ぶ場合、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保するよう、床面に表示等を行う。
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 観覧料等の現金授受の際は、直接手渡しせず、つり銭受け（トレイ）の上で行う。

○ ロビー、休憩スペース

- ・ 飲食は、飲食用に感染防止対策行ったエリアに限定する。
- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面での会話はしないよう促す。
- ・ 定期的な換気を行う。
- ・ ベンチ等の物品を定期的に消毒する。
- ・ 滞留回避のため、ベンチの配置や表示等の工夫を行う。

○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所（開閉の押しボタン、トイレの便器の流すレバー等）は、定期的に清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 来館者スペースのごみ箱の使用は原則中止する。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を常時着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。

○ フリーゾーン

- ・ 開館中、原則として通路を一方通行として、対面接触の機会を減らした上で、ミュージアムライブラリー、ミュージアムショップにおいて利用者を受け入れる。
- ・ ミュージアムショップ等においては、各事業者と連携の上、本ガイドラインと同等の対策を行う。

4 従事者の安全確保のために実施すること

○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 平熱と比べて高い発熱や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの常時着用を徹底する。

○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ チケット受付等の職員はマスクと手袋を常時着用する。

○ 閉館時

- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

○ その他

- ・ 従事者は施設の管理・運営上で必要な最小限度の人数とし、ローテーション勤務などの工夫をする。
- ・ 事業者等の従事者の勤務状況、緊急連絡先を把握する。
- ・ 休憩時間に食事をする際にはなるべく向かい合わないよう座る。また、食事中等、マスクを着用していない場合にはなるべく会話を減らすようにする。

5 広報・周知

- ホームページ等により、事業内容のほか、入館（観覧）上限人数を設けることや、入館時に検温し、マスク着用の上、平熱と比べて高い発熱、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などの来館を控えていただくよう周知する。
- 入口や館内の掲示等により、マスクの常時着用、こまめな手洗い・手指消毒の徹底を、来館者に対し周知するとともに、鑑賞のルールを明示する。